

介護保険 料金 (平成28年2月1日現在)					
		介護給付費単位数	法定利用料(×10.42)	利用者負担額1割	利用者負担額2割
利用料金	看護師による訪問(1回につき)	20分未満(訪問看護I)	310単位	3230円	323円 346円
		20分以上30分未満(訪問看護I 2)	463単位	4824円	483円 965円
		30分以上60分未満(訪問看護I 3)	814単位	8481円	849円 1697円
		60分以上90分未満(訪問看護I 4)	1117単位	11639円	1164円 2328円
	作業療法士による訪問(1回につき)	20分(訪問看護I 5)	302単位	3146円	315円 630円
		40分(訪問看護I 5 × 2回)	604単位	6293円	630円 1259円
		60分(訪問看護I 5・2超 × 3回)	816単位	8502円	851円 1701円
加算	サービス提供体制強化加算	看護師の訪問は1回につき	6単位	62円	7円 13円
		作業療法士は20分1回につき	6単位	62円	7円 13円
	初回加算	初回月のみ	300単位	3126円	313円 626円
	退院時共同加算		600単位	6252円	626円 1251円
	緊急時加算	契約された方のみ 1ヶ月	540単位	5626円	563円 1126円
	特別管理加算I	1ヶ月	500単位	5210円	521円 1042円
	特別管理加算II	1ヶ月	250単位	2605円	261円 521円
	ターミナルケア加算	ご自宅で行われる終末期の看護	2000単位	20840円	2084円 4168円
	複数名訪問加算(30分未満)	2人で訪問した場合	254単位	2646円	265円 529円
	複数名訪問加算(30分以上)	"	402単位	4188円	419円 838円
	長時間訪問看護加算	90分以上の場合	300単位	3126円	313円 626円

* H27. 10より現役並みの所得者の方は、2割負担となりました。

* 早朝(6~8時)・夜間(18時~22時)は25%増、深夜(22~6時)は50%増となります。

* 緊急時訪問看護加算は同意を得た方のみ、臨時訪問を要した時間に応じ、訪問看護料金の負担(1割もしくは2割)が生じます。

* 特別管理加算の対象は、厚生労働大臣が定める状態にある者であり、以下のとおりです。

特別管理加算I	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅季節患者指導管理 気管カニューレを使用している状態にある者 留置カテーテルを使用している状態にある者
特別管理加算II	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養指導管理・在宅経管栄養指導管理 在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理 在宅自己疼痛患者指導管理・在宅肺高血圧症患者指導 ドレーンチューブを使用している状態 人工肛門・人工膀胱設置している状態の利用者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料算定者 重度の褥瘡(真皮を超える褥瘡の状態)

* 特別管理加算対象者に早朝・夜間、緊急訪問看護を行った場合、月の2回目以降に25%または50%の加算となります。

介護保険法定外の料金

* 交通費：通常の訪問看護地域外の場合、交通費の実費をご負担していただきます。
自動車を使用した場合、春日部市を超えた時点から

2km未満 250円/回
2km以上 250円/回

* 介護保険支給限度額を超えた訪問看護利用料は、10割負担となります。

* 緊急時訪問看護加算に同意していない場合、訪問看護料金は10割相当の法定利用額とさせていただきます。

* ケアプラン上の訪問看護時間を超過した場合の訪問看護利用料

営業時間内30分毎に、1000円 (15分超過から適応となります)
営業時間外30分毎に、2000円

* 死亡時の看護

死亡時のご遺体のお世話等 10000円

* その他の費用

おむつ等使用した場合、実費相当額をいただきます。

医療保険 料金 (平成28年2月1日現在)

保険単位と基本利用料

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役並み所得者の方は3割
健康保険	国民健康保険	高齢受給者(70~74歳) : 2割、現役並み所得者の方は3割 一般(70歳未満) : 3割 (6歳未満は2割)

基本料金	訪問看護基本療養費(週3日まで)	5550円
	訪問看護基本療養費(週4日以降) * 末期がんや神経難病等訪問看護特別指示書の交付を受けた方のみ	6550円
	訪問看護管理療養費	初回訪問日 7400円 2回目以降 2980円
	訪問看護情報提供療養費	1500円
	24時間対応体制加算	5400円
その他	交通費	5kmごと 250円
	時間延長	訪問時間が90分を超えた場合 30分毎 1000円
	休日	日・祭日・年末年始 1回毎 1000円
	エンゼルケア	ご自宅で亡くなった時のお清めのケア 10000円
	保険対象外	週3回以上の訪問看護等が生じた場合 10割相
	おむつ代等	実費

利用者の状態や指導・援助等により加算されるもの

加算	夜間・早朝、深夜加算	夜間(午前6時~午後10時)、早朝(午前6時~8時) 深夜(午後10時~翌朝6時)	2100円 4200円
	難病等複数回訪問加算	1日訪問2回の日数 × 4500円	
		1日訪問3回以上の日数 × 8000円	
	緊急時訪問看護加算	緊急訪問日数 × 2650円	
	特別管理加算 I	より重症度が高いもの	5000円
	特別管理加算 II	特別管理加算 I 以外	2500円
	退院時共同指導加算	入院(所)中に訪問	6000円
		厚生労働大臣が定める疾患等	8000円
	退院時支援指導加算	退院日の翌日以降の初回訪問看護	6000円
	在宅患者連携指導加算	医療機関関係者の情報交換と指導	3000円
その他	在宅患者緊急等カンファレンス加算		2000円
	訪問看護ターミナルケア療養費		20000円
	複数名訪問看護加算	2人訪問の必要がある場合	4300円
	乳幼児加算	3歳未満	500円
	幼児加算	3歳以上6歳未満	500円
その他	訪問看護基本療養費Ⅲ	一時外泊中の訪問看護 1回まで " 厚生労働省が定める疾患は 2回まで	8500円
		緩和ケア・褥瘡ケアの専門看護師との同行訪問(月1回まで)	12850円

* 特別管理加算の対象は厚生労働大臣が定める状態にある者であり、以下のとおりです。

特別管理加算 I	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅季節患者指導管理 気管カニューレを使用している状態にある者 留置カテーテルを使用している状態にある者
特別管理加算 II	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養指導管理・在宅経管栄養指導管理 在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理 在宅自己疼痛患者指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理 ドレーンチューブを使用している状態 人工肛門・人工膀胱設置している状態の利用者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料算定者 重度の褥瘡(真皮を超える褥瘡の状態)

* 身障者手帳をお持ちの方、特定疾病の認定の方は、負担金や負担金の上限額に違いがありますのでご確認ください。